

# 和歌山縣報

第九百九十三號

明治四十三年七月十五日

## ○縣令

○和歌山縣令第三十四號

明治四十三年度縣稅鐵葉稅附加稅中鐵區稅附加稅ハ其ノ賦課期日ヲ明治四十四年一月一日トス

明治四十三年七月十五日

和歌山縣知事 川上親晴

## ○訓令

○和歌山縣訓令第三十三號

廳 一 般 所  
郡 役 所  
警 察 署  
分 署

檢疫官又ハ檢疫委員ニシテ其ノ應備入ノ車馬ニテ出張シタルトキハ陸路四里未満ノ場合ハ日當ヲ  
支給セヌ但シ宿泊シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

明治四十三年七月十五日

和歌山縣知事 川上親晴

## ○和歌山縣訓令第三十四號

郡役所  
市役所  
町役場  
村役場

公有林野及部落有財產ノ整理ニ關シテハ前年來屢指示スル所アリト雖未タ成績ノ見ルヘキモノナク進捗甚遅タルハ寔ニ遺憾トス抑公有林野整理ハ町村有ト部落有トヲ問ハス總テノ公有林野ニ對シ其管理經營ノ途ヲ確立シ以テ之カ利用増殖ヲ圖ルヲ趣旨トシ部落有財產ノ整理ハ林野其他一切ノ財產ヲ市町村有ニ統一シ以テ理財宜シキヲ得シムルヲ趣旨トス此二者相俟テ市町村財產ノ價值ヲ增進シ自治体結合ノ基礎ヲ固フスルモノニシテ之カ成績如何ハ直ニ市町村ノ利害ニ關係スルコト勿論ナルヲ以テ之カ必成ヲ期スルハ市町村當然ノ責務ト謂フヘシ翻ツテ本縣一般ノ壯勢ニ徵スルニ其整理ノ成績舉ラサル所以ノモノ動モスレハ部落(區)有財產ヲ以テ區民ノ共有物視シ爲ニ種々ナム事情ニ隣伴シ一朝ニシテ之カ解決ヲ告タルニ極メテ困難ナルニ職由スルモノ、如シ今ヤ世運ノ進歩漸ク急ニシテ地方自治体ノ施設經營スヘキ事多岐多端ナリト雖就中本整理ノ如キハ實ニ急中ノ急務ト謂フヘシ萬難ヲ排シテ遂行ヲ期スヘキ秋ナルヘシ依テ今回縣郡官吏中ニ公有林野整理委員ヲ命シ實地指導ノ任ニ當ラシメムトス關係市町村長ハ宜シク前叔ノ趣旨ヲ躰シ凡左ノ各號ニ準シ着々整理ノ實行ニ努ムヘキ

- 一 部落(區)有ニ屬スル林野其他ノ財產ハ總テ市町村有ニ統一スヘシ
- 二 無條件ヲ以テ統一ノ目的ヲ達シ難キ場合ハ整理委員ト協議シ適當ノ方法ヲ定ムヘシ
- 三 森林法施行規則(明治四十年農商務省令第二十一號)第二條ノ管理區分ハ最慎重ニ調査シ其森

林トシテ管理セサルモノニ對シテハ將來相當取締法ヲ定ムヘシ

四 全規則第三條ノ管理方法ハ其現ニ森林ヲ成セルモノハ適度ノ輸伐法ヲ定メ無立木地ニシテ造林ヲ要スルモノハ適當ノ年限ヲ定メテ造林計畫ヲ立ツル等之カ保續的施業法ヲ確立スヘシ

五 現在部落有ノ名義ニシテ其實社寺又ハ私人ノ所有タルヘキモノ若クハ私人有ノ名義ニシテ其實部落有タルヘキモノ等ハ事實ヲ調査シ整理委員ト協議ノ上之ヲ整理スヘシ

六 整理執行上市町村ニ委員ヲ置ク必要アルキハ郡長又ハ整理委員ト協議シ適宜之ヲ設クヘシ  
但其委員ノ氏名ハ直ニ郡役所ヲ經由シテ當廳ニ届出ヘシ

明治四十三年七月十五日

和歌山縣知事 川上 親晴

### ○告 示

○和歌山縣告示第二百三十號

明治四十三年六月和歌山縣告示第二百號明治四十三年度縣稅地租割、戶數割、家屋稅更正增加ニ係ル  
稅金ハ後期ノ分ニ合算シテ賦課徵收ス但シ地租割郡收入ノ減額ハ郡市收入ノ分ヨリ之ヲ控除ス  
前項賦課期日ハ明治四十三年十月一日トス

明治四十三年七月十五日

和歌山縣知事 川上 親晴

○和歌山縣告示第二百三十一號

和歌山縣東牟婁郡那智村大字天滿二九四番地  
二河 甚左衛門

兵庫縣武庫郡魚崎村大字魚崎五八一番地ノ一

原 錄 太 郎

右ノ者ニ對シ東牟婁郡那智村地内郡智川並暗ヶ谷川ニ於テ左記命令書ヲ遵守シ水力使用スルコトヲ許可セリ

明治四十三年七月十五日

命令書

和歌山縣知事 川上 親晴

和歌山縣東牟婁郡那智村大字天滿二九四番地  
二 河 善左衛門

原 錄 太 郎

右ノ者ニ對シ發電ノ原動力トシテ和歌山縣東牟婁郡那智村地内郡智川並暗ヶ谷川ノ流水ヲ使用スルコトヲ許可スルニ付本命令書ヲ下附ス

第一條 堤及水路其ノ他ノ工作物ヲ築設スル位置ハ和歌山縣東牟婁郡那智村大字市野々那智川一ノ瀧々壺下流八十五間ノ地點及ヒ全郡全村全大字暗ヶ谷川陰陽瀧々壺ノ下流五十間ノ地點ヨリ全郡全村全大字字向山ニ至ル間トス

第二條 引用水量ハ毎秒三立方尺トス但シ那智川ニ於テ二立方尺暗ヶ谷川ニ於テ壹立方尺トス

第三條 許可年限ハ明治七十三年六月末日迄トス  
第四條 電氣ニ關スル事項ニ付テハ明治三十五年遞信省令第二十六號電氣事業取締規則ノ規定ニ依ルヘシ但シ全規則第十條ノ出願ハ此ノ命令書交付ノ日ヨリ六ヶ月内ニ之レヲ爲スヘシ

第五條 許可ヲ受ケタルモノハ前條但書ニ依リ出願ヲナシ其ノ評叫ヲ得タル日ヨリ六箇月内ニ左ノ各號ニ準據シ實測圖（平断面圖、縮尺二千分ノ一、縱斷面圖ハ縮二百分ノ一（一千分ノ一））、工作物ノ構造圖（縮尺百分ノ一以上）、工事方法書及工費算算明細書ヲ調製シ和歌山縣知事ノ認可ヲ受クヘシ之ヲ變更スルトキ亦同。

- 一 水路ノ流量計算ハ精密ナル方式ヲ用ユヘシ
- 二 引用水量ヲ測定スル爲引入口若ヘ適當ノ場所ニ完全ナル水門及量水標ヲ設ケ常ニ觀測シ所定以外ノ水量ヲ流注セシメサルコトヲ要ス
- 三 水路ニハ排水口ヲ設ケ引用水位ニ對シ相當ノ餘裕ヲ保タシメ而何ナル場所ト雖モ溢流セシメサルコトヲ要ス
- 四 引入口及水路ニ於テ洪水ノ際本川ノ水流ニヨリ被害ヲ生セサル設備ヲ要ス
- 五 道路溪谷用悪水路横斷箇所ニ對スル設備ヲ要ス
- 六 水路柵等ヨリ生スル土石ノ捨場ニ關シテハ適當ナル設備ヲ要ス但シ位置及設備ハ圖面テ以テ明示スヘシ
- 七 引水口ヨリ放水口間ニ於テ本川流水ヲ灌漑用水トシテ引用セル耕地ニ對シテハ支障ナキ設備ヲ要ス
- 八 引水口ヨリ放水口間本川流水ヲ給水トシテ引用セル人家ニ向テハ支障ナキ設備ヲ要ス
- 九 溢水路ニハ適當ノ箇所ニ於テ速力ナ減殺シ河川ノ水行ニ變動ヲ生セシメサル設備ヲ要ス
- 十 堤壠ノ築造ハ殊ニ其ノ構造ニ注意シ破損ノ患ナカラシムルヲ要ス
- 十一 輸水鐵管ハ其ノ工法及布設地形ニ注意シ破損ノ患ナカラシムルコトヲ要ス

十二

溢水路ノ築造ハ殊ニ構造ニ注意シ水勢ノ爲破壊セサル設備ヲ要ス

十三

河川ノ沿岸ニ對シテハ本工事ニ起因シテ生スル危險ヲ防遏スル爲相當ノ設備ヲ要ス

第六條

許可ヲ受ケタル者ハ前條ノ認可ヲ得タル日ヨリ六箇月内ニ工事ニ着手シ着手ノ日ヨリ算ヶ年内ニ竣工スヘシ但シ天災其ノ他正當ノ事由ニ因リテ本條ノ期間内工事ニ着手シ又ハ竣工スルヨト能ハサルトキハ相當ノ延期ヲ與フルコトアルヘシ

第七條 許可ヲ受ケタル者ニ於テ河渠、道路、橋梁、堤塘、護岸、堰塘、溜池其ノ他ノ新設改築若クハ使用ヲ要シ又ハ河川流域内ニ工作物ヲ施設セントスルトキハ明治三十四年七月和歌山縣令第四十二號ニ準據シ和歌山縣知事ノ許可ヲ受クヘシ但シ縣ノ管理ニアラサルモノハ其ノ管理者ト協定ノ上出願スヘシ

前項ニ依リ新設改築若クハ使用ノ爲メ許可ヲ受ケタル者ノ負擔スヘキ義務ニ關シテハ和歌山縣知事ニ於テ其ノ都度之レヲ定ム

第八條 許可ヲ受ケタル者ハ第五條第二號ニ依リ設置シタル量水標ヲ毎日午前九時及午後九時ノ兩度ニ於テ觀測シ一定ノ記録ニ其ノ水位及晴雨ヲ記入スヘシ但和歌山縣知事ニ於テ必要ト認ムルトキハ記錄ヲ提出セシムルコトアルヘシ

第九條 許可ヲ受ケタル者ニ於テ公共ノ爲メニ新設若クハ改築シタル河渠、道路、橋梁、堤塘、護岸、堰塘及溜池ハ竣工ト全時ニ無償ニテ國又ハ公共團体ノ有ニ歸ス但シ其ノ修理保存ハ許可年限間

許可ヲ受ケタル者ノ負擔トス

前項ノ修理保存ノ爲メ工事ヲ要スルトキハ和歌山縣知事ノ認可ヲ受クヘシ

第十條 工事ノ全部終了シタルトキハ和歌山縣知事ニ届出テ検査ヲ受クヘシ

第十一條 和歌山縣知事ハ竣工検査ヲ爲シ工事方法書ニ違反スルモノト認ムルトキハ之ヲ改築ヲ命スルコトアルヘシ

第十二條 通水開始ニ付テハ和歌山縣知事ノ認可ヲ受クヘシ

第十三條 許可ヲ受ケタル者ハ常ニ水路及其付屬物並付帶事業トシテ河川ニ施設シタル工作物ノ維持ニ注意シ修理ヲ怠ルヘカラス

第十四條 和歌山縣知事ノ認可ヲ受クルニアラサレハ許可ヲ受ケタル者ニ於テ引水ヲ停止シ又ハ引水量ヲ節減スルコトヲ得ス但シ天災其ノ他正當ノ事由ニ因リ認可ヲ受クル能ハサルトキ直ハニ其ノ事由ヲ具シ届出ツヘシ

第十五條 和歌山縣知事ハ左ノ場合ニ於テハ期限ヲ定メ引水ヲ停止シ若クハ引水量ノ減少ヲ命スルコトアルヘシ

一 許可ヲ得タル河川ニ於ケル用水其ノ他流水利用ニ付公益上支障アリト認メタルトキ

二 水路其ノ他附屬物ノ改築修補ヲ命シタルトキ

三 本命令書ノ條項及公益上和歌山縣知事ニ於テ必要ト認メタル事項ヲ遵守セサルトキ

第十六條 和歌山縣知事ニ於テ本事業ニ起因シ河川ニ土砂轉石堆積シ又ハ岩盤露出シ流水其ノ他ニ付公益上障害アリト認メタルトキハ之カ浚渫及除害工事ヲ命スルコトアルヘシ但シ竣工ノ上和歌山縣知事ニ於テ不完全ナリト認メタルトキハ之カ改築ヲ命スルコトアルヘシ

前項ノ工事ニシテ急施ヲ要スルト認メタルトキハ和歌山縣知事ハ自ラ其ノ工事ヲ爲スコトアルヘシ

第十七條 和歌山縣知事ハ何時ニテモ水路及其ノ附屬工作物ヲ監査シ必要ナリト認メタルトキハ

期限ヲ付シ改築修補ヲ命スルコトアルヘシ。前項ノ場合ニ於テ危険切迫ナリト認ムルトキハ和歌山縣知事ハ自ラ改築修補ヲ爲スコトアルヘシ。

第十八條 和歌山縣知事ハ公益上必要ト認ムル事項ヲ許可ヲ受ケタル者ニ命スルコトアルヘシ。和歌山縣知事ハ將來定メラル所ノ法令ニ基キ又ハ公益上必要ト認ムルトキハ此ノ命令書ノ條項ヲ變更スルコトアルヘシ。

第十九條 第七條第一項及ヒ第九條第二項ノ願書ニヘ圖面并工事方法書ヲ添付スヘシ。

第七條第一項ノ願書ニヘ前項ニ依ルノ外尙維持及其經費負擔方法ヲ記載スヘシ。

第二十條 左ノ場合ニ於テハ許可ハ當然其ノ効力ヲ失フ。

一 第四條但書ノ出願ヲ爲ササルトキ又ハ其ノ許可ヲ得サルトキ若クハ之ヲ取消サレタルトキ

二 第五條ノ期間内ニ認可ヲ申請セサルトキ又ハ其ノ認可ヲ傳サルトキ

三 第六條ノ期間内ニ工事ニ着手若クハ竣工セサルトキ

四 第二十七條第一項ノ保証金ヲ差出ササルトキ

五 明治三十五年遞信省令第三十六號電氣事業取締規則第十三條ニ依ル工事施行ノ認可ヲ得サルトキ又ハ之ヲ取消サレタルトキ

六 營業ノ全部ヲ廢シタルトキ

七 許可年限滿期ノトキ

第二十一條 前條ニ掲ケタル場合ノ外許可ヲ受ケタル者ニ於テ此ノ命令書ノ條項又ハ此ノ命令書ニ基キテ爲シタル處分ニ違反シタルトキハ和歌山縣知事ハ許可ノ全部又ハ一部ヲ解クコトアル

ヘシ

許可ヲ受ケタル者カ不可抗力ニ因ラスシテ満一ヶ月間工事ヲ休止シ更ニ起工セサルトキ亦前項ニ同シ

第二十二條 許可ノ消滅シタル場合ニ於テハ和歌山縣知事ハ期限ヲ定メテ既設工作物ヲ除却シ原形ニ復セシムルコトアルヘシ

第二十三條 許可ノ消滅シタル場合ニ於テ國又ハ公共團体カ既設工作物ノ全部又ハ一部ヲ買收セントスルトキハ和歌山縣知事ノ定ムル價格ヲ以テ之ヲ賣渡スヘシ

前項物件ノ範圍ニ付争アルトキハ和歌山縣知事之ヲ定ム

第二十四條 許可ヲ受ケタル者ハ和歌山縣知事ノ許可ヲ得ルニアラサレハ許可ニ因リテ生スル權利義務ヲ他人ニ移スコトヲ得ス

第二十五條 許可ヲ受ケタル者ニ於テ此命令書及此命令書ニ基キテ爲シタル處分ニ依リ履行スヘキ義務ヲ履行セサルトキハ和歌山縣知事ハ自ラ代テ之ヲ執行シ又ハ他人ヲシテ之ヲ執行セシムルコトアルヘシ

第二十六條 此ノ命令書及此命令書ニ基キテ爲シタル處分ニ依リ許可ヲ受ケタル者ニ於テ履行スヘキ義務ノ爲メニ生スル費用並ニ第十六條第二項第十七條第二項第二十五條ノ費用ハ總テ許可ヲ受ケタル者ノ負擔トス此命令書ニ基キテ爲シタル處分ニ依リ許可ヲ受ケタル者ニ於テ損害ヲ受クルコトアルモ其ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得ス

第二十七條 許可ヲ受ケタル者ハ保證金トシテ工費豫算額ノ五十分ノ一以上ニ當ル金額又ハ既金額ニ相當スル公債証書(記名公債書ナレ)ノ譲渡證書ヲ添ヘテ和歌山縣知事ノ定メタル期日迄ニ和歌山縣知事ニ差出

スヘシ

前項保証金差出後公債証書ノ價格下落シタルトキハ和歌山縣知事ハ前項ノ割合ニ依リ保証金ヲ  
増加セシムルコトアルヘシ

第二十八條 保証金ハ第十六條第二項第十七條第二項及第二十五條ノ費用ニ充用セラルコトア  
ルヘシ但シ此場合ニ於テハ直ニ第一十七條第一項ノ金額ヲ填補スヘシ  
第二十九條 許可ノ消滅シタル場合ニ於テハ第二十二條第二十三條ノ處分ヲ了シタル後和歌山縣  
知事ハ保証金ヲ還付ス但シ第二十八條ニ依リ充用スヘキ費用アルトキハ其幾額ヲ還付ス  
第三十條 許可ノ消滅シタル場合ニ於テハ許可ヲ受ケタルモノハ許可書及此命令書ヲ和歌山縣知  
事ノ定メタル期日マテニ返納スヘシ

○和歌山縣告示第二百三十二號

那賀郡池田村役場位置ハ今般同村大字南中百七十一番地ニ變更セリ

明治四十三年七月十五日

和歌山縣知事

川上 親晴

○和歌山縣告示第二百三十三號

左記ノ者本縣蠶病豫防吏員ヲ命セリ

明治四十三年七月十五日

和歌山縣知事

川上 親晴

記

佐曾利	茂	藤田文吉	大林	茂	三竹
大森喜十郎	今井慎吾		山名久之助		桑原數一
					節

木村平吉 長谷川斷吉 松田高之助 奥村貢  
森田千代彦 柿原登畠步 國部光次郎 下垣内久造  
前田安一 中前正一 富屋宇之助 塩崎洋  
岡本巳之助 田中寅之助 中尾薰 野村寅一  
小谷元吉 中山美雄 梅谷光太郎 中岡正一  
柿本善十郎 岡廣之助

○和歌山縣告示第二百三十四號

左記ノ者頭書ノ番號ヲ以テ本日和歌山縣產婆名簿ニ登錄ス

明治四十三年七月十五日

和歌山縣知事 川上親晴  
和歌山市湊北町二丁目三番地  
福岡縣平民

第七二三號

原サワ

明治七年二月生

明治四十三年七月十五日

和歌山縣知事 川上親晴

○和歌山縣告示第二百三十五號

警視廳ニ於テ牛疫豫防ノ爲發シタル本年三警視廳令第五號全第六號ハ本月五日廢止セシ旨通知アリタリ

○和歌山縣告示第二百三十六號

奈良縣ニ於テ牛疫豫防ノ爲發布シタル本年三月全縣令第十號ハ本月五日限リ廢止セシ旨通知アリタ

明治四十三年七月十五日

和歌山縣知事 川上 親晴

○辭令

○明治四十三年七月八日

給九級俸

山梨縣へ出向ヲ命ス

検疫委員ヲ命ス

検疫委員ヲ免ス

大阪府へ出向ヲ命ス

技手 滅井秀吉  
農業技手 浅井秀吉  
巡查 神樂重兵衛

粉河中學校教諭 川上春彦  
巡查 小池與三郎  
中根銀次郎

那賀伊都兩郡ニ於ケル染織講習會助手ヲ命シ七月十一日ヨリ八月六日ニ至ル開期中手當トシテ金五十拾圓ヲ給ス

○明治四十三年七月十一日

明治四十三年和歌山縣立新宮中學校水泳教師ヲ嘱託ス  
手當貳拾圓ヲ給ス

○明治四十三年七月十日

中村三元

東牟婁郡新宮町立高等女學校教授嘱託ヲ解ク

齊藤マサ

十級俸當分日俸貳拾七圓ヲ給ス

東牟婁郡新宮町立高等女學校教諭

太塚 てみ

月俸貳拾參圓ヲ給ス

東牟婁郡新宮町立高等女學校教諭

北里 タラ

○明治四十三年七月十一日

日給壹圓

日給壹圓

日給壹圓

日給壹圓

日給九拾錢

日給九拾錢

日給九拾錢

日給八拾錢

日給八拾錢

日給八拾錢

日給八拾錢

日給八拾錢

日給八拾錢

日給八拾錢

勤七等  
勤八等

佐曾利  
藤田文  
大林上  
茂竹  
森喜太  
今井慎  
山名久之  
桑原數  
木村平  
長谷川新  
松田高之  
奥村  
森田千代  
柿原登畠  
國部光次  
郎貢彦  
助吉  
助貢彦  
歩

一

四

日給八抬錢

田始凡治法

田始八合歲

卷之三

卷之三

日系小指鏡

日始七始發

卷之三

廿二史劄記

王水之詩

田舎二翁

卷之七

通鑑

卷之八

唐詩一編

頃ノ和歌山縣警病院防衛員ナ命ス（日給各頭書ノ通）

明治四十三年七月十二日  
和歌山縣屠畜檢查技手二狂

月俸參拾圓ヲ給ス

河中治作

警察部衛生課勤務兼和歌山警察署勤務ヲ命ス

○明治四十三年七月十四日

和歌山縣立農事試驗場技手ニ任ス  
月俸五拾圓ヲ給ス

德島縣立農業學校教諭 西 清 廣

## ○町村吏員ノ異動

○明治四十三年七月十二日認可

日高郡松原村長

湯川 熊次郎

西牟婁郡稻成村有給村長

田本 松右衛門

## ○兼 報

○進階 西牟婁郡長正七位勳六等楠見節ハ從六位ニ日高郡長從七位勳六等田納稔ハ正七位ニ孰レモ  
本月十一日進階セリ

○觀象

自七月七日至七月十二日氣象

(和歌山測候所観測)

浩四十三年七月十四日印刷  
丙子年七月十五日發行  
（每月三日六日九日十二日十一日十

和歌山縣知事官房

新嘉坡市北律賀町六番地  
和歌山市北休賀町六番地  
宗